

一般社団法人全国日本学士会職員就業規則

平成26年3月14日 理事会承認

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人全国日本学士会（以下「本会」という。）に勤務する事務職員（以下「職員」という。）の労働条件及び服務、その他の就業に関する事項を定めるものである。

2 この規則に定めのない就業に関する事項は、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(職員の種類)

第2条 職員の種類は、次のとおりとする。

- ① 常勤職員
- ② パート職員

(適用範囲)

第3条 この規則は、常勤職員に適用し、パート職員については、この規則を準用する。

(規則の遵守義務)

第4条 本会及び職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない

(採用)

第5条 職員は、選考により採用する。

- 2 選考は、書類及び面接により行う。
- 3 職員の採用にあたっては、任期を付すことがある。

(労働条件の明示)

第6条 職員の採用にあたっては、採用予定者に対し、採用時の賃金、労働時間、就業場所、その他の労働条件が明らかな書面及びこの規則の写しを交付して労働条件を明示する。

(異動)

第7条 業務の都合または職員の健康状態により必要ある場合は、職員の就労の場所または従事する業務の変更を命ずることがある。

(定年)

第8条 常勤職員の定年は満65歳とし、定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。ただし、パート職員はこの限りではない。

(退職)

第9条 前条に定めるもののほか、職員が次のいずれかに該当した場合は退職とする。

- ① 本人からの退職の願い出があり本会が承認したとき
- ② 期間を定めて雇用されている場合、その期間が満了したとき
- ③ 死亡したとき

④ その他本会が退職と認める事由が生じたとき

(自己都合退職の手続き)

第10条 職員が自己の都合により退職する場合は、退職予定日の30日前までに文書をもって申し出なければならない。

2 職員は前項による退職を申し出ても、退職日までは就いている業務に従事しなければならない。

(解雇)

第11条 職員が、次の各号の一に該当する場合には、解雇することができる。

① 勤務実績不良あるいは能力不足が著しく、改善の見込みがないとき

② 協調性を欠き、集団的な職務遂行に支障が生じるとき

③ 心身の故障のため職務遂行に耐えられないと認められるとき

④ その他の事情により職員の解雇がやむを得ないとき

2 職員の解雇は、理事（会長、副会長、専務理事及びその他の理事）若干名で構成する人事審査会の審査を経るものとする。

(解雇予告)

第12条 前条により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告するか、または労働基準法に定める平均賃金の30日分に相当する解雇予告手当を支払う。ただし、一般社団法人全国日本学士会職員懲戒規程による解雇の場合は、この限りではない。

(業務引継)

第13条 職員が退職または解雇された場合は、本会が指定した者に業務の引継ぎをしなければならない。

(退職後の責務)

第14条 退職または解雇された職員は、その在職中に行った自己の責務に属すべき職務に対する責任は免れない。

(給与)

第15条 職員の給与については、一般社団法人全国日本学士会職員給与規程による。

(誠実義務)

第16条 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、本会の発展に努めなければならない。

(職務専念義務)

第17条 職員は、勤務時間中職務に専念し、第19条に定める場合を除き、職務とは関係のない行為をしてはならない。

(職場規律)

第18条 職員は、上司の指示に従い、職場の秩序を維持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

(職務専念義務免除期間)

第19条 職員は、次の各号の一に該当する場合には、職務専念義務を免除される。

- ① 勤務時間内に総合的な健康診査を受けることを承認された期間
- ② その他勤務時間内に勤務しないことを承認された期間

(遵守事項)

第20条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない

- ① みだりに勤務を欠くこと
- ② 職場の内外を問わず、本会の信用を傷つけ、その利益を害し、または職員全体の不名誉となるような行為をすること
- ③ 職務上知ることのできた秘密を他に漏らすこと
- ④ 職務や地位を私的利益のために用いること
- ⑤ 一般社団法人全国日本学士会職員懲戒規程第3条及び第4条の各号に該当する行為をすること
- ⑥ 前各号のほか、これに準ずるような職員として相応しくない行為をすること

(勤務時間、休日及び休暇等)

第21条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、一般社団法人全国日本学士会職員の勤務時間、休暇等に関する規程による。

(出退勤)

第22条 職員は、始業及び終業時にタイムカードを自ら打刻し、始業、終業時刻を記録しなければならない。

(研 修)

第23条 職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修に参加することを命ぜられた場合には、研修を受けなければならない。

(表 彰)

第24条 本会は、業務成績の向上に多大な功労があった者、業務上顕著な改良をした者、その他職員の模範として推奨すべき実績があった者を表彰する。

(懲 戒)

第25条 職員の懲戒については、一般社団法人全国日本学士会職員懲戒規程による。

(安全衛生管理)

第26条 本会は、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置を講ずる。

2 職員は、本会が行う安全、衛生に関する教育、訓練を受けなければならない。

(出 張)

第27条 業務上必要があるときは、職員に出張を命ずることができる。

2 出張を命じられた職員が出張を終えたときには、速やかに報告しなければならない。

3 出張に要する旅費は、本会が負担する。

(業務上の災害補償等)

第28条 職員の業務災害（業務上の負傷、疾病、障害または死亡）の補償については、労働基準法及び労働者災害補償保険法（以下「労災法」という。）の定めるところによる。

2 職員の通勤途上における災害（通勤による負傷、疾病、障害または死亡）の取扱いについては、労災法等の定めるところによる。

（改 廃）

第29条 この規則の改廃は、理事会の議を経なければならない。

（雑 則）

第30条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 就業規則（昭和58年4月1日施行）及び嘱託職員規程（平成23年4月1日施行）は、廃止する。